

新旧対照表

○かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程の一部を改正する規程

新	旧
<p>かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程 平成31年4月1日 管理規程第8号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第32号。以下「条例」という。）第14条第6項の規定に基づき、特設配水管<u>布設工事</u>の施行、設計審査管理費及び設計管理費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 納付金 条例第14条第3項の規定による<u>工事費及び設計管理費</u>又は同条第4項の規定による<u>設計審査管理費</u>で、あらかじめ広域連合企業長に納める費用をいう。</p> <p>(特設配水管工事の申請等)</p> <p>第3条 略</p>	<p>かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程 平成31年4月1日 管理規程第8号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第32号。以下「条例」という。）第14条第6項の規定に基づき、特設配水管の施行、設計審査管理費及び設計管理費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 納付金 条例第14条第3項の規定による<u>設計審査管理費</u>又は同条第4項の規定による<u>工事費及び設計管理費</u>で、あらかじめ広域連合企業長に納める費用をいう。</p> <p>(特設配水管工事の申請等)</p> <p>第3条 略</p>

2 申請者施行の工事施行者は、広域連合企業長が別に定める一般競争入札参加業者資格者名簿に水道施設工事で登載されたもの又は管工事及び土木一式工事で登載されたものでなければならない。ただし、広域連合企業長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 広域連合企業長は、第1項の申請があったときは、内容を審査し、当該申請に係る特設配水管工事施行の可否について特設配水管工事施行可否通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、許可しない旨の通知をするときは、当該通知書にその理由を示すものとする。

4 申請者施行によるときは、申請者は、前項の規定により特設配水管工事の施行を許可する旨の通知を受けた後、特設配水管工事設計審査申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)～(5) 略

5・6 略

（納付金等の通知）

第5条 広域連合企業長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、納付金の額を算定し、通知書その1（別記第6号様式）及び納入通知書を申請者に送付するものとする。

2・3 略

（設計管理費）

第6条 設計管理費は、条例第14条第5項の規定により算出した工事

2 申請者施行の工事施工者は、広域連合企業長が別に定める一般競争入札参加業者資格者名簿に水道施設工事で登載されたもの又は管工事及び土木一式工事で登載されたものでなければならない。ただし、広域連合企業長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 広域連合企業長は、第1項の申請があったときは、内容を審査し、当該申請に係る特設配水管工事施行の可否について特設配水管工事施工可否通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、許可しない旨の通知をするときは、当該通知書にその理由を示すものとする。

4 申請者施行によるときは、申請者は、前項の規定により特設配水管工事の施工を許可する旨の通知を受けた後、特設配水管工事設計審査申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1)～(5) 略

5・6 略

（納付金等の通知）

第5条 広域連合企業長は、第3条第4項の規定による申請があったときは、納付金の額を算定し、通知書その1（別記第6号様式）及び納入通知書を申請者に送付する。

2・3 略

（設計管理費）

第6条 設計管理費は、条例第14条第5項の規定により算出した工事

費から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（以下「工事価格」という。）に、別表に定める区分により算定した金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2・3 略

4 工事の変更等により工事費及び設計管理費に増減が生じた場合は、これを追徴し、又は還付するものとする。

（納付金の精算及び工事完成の通知）

第7条 広域連合企業長は、工事が完成したときは、納付金を精算し、通知書その2（別記第8号様式）を送付するものとする。この場合において、納付金に不足が生じたときは、納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の納入通知を受けたときは、納入期限までに工事費及び設計管理費の追徴金を納入しなければならない。

3 広域連合企業長は、工事費及び設計管理費に還付金が生じた場合は、これを申請者に還付するものとする。

（設計審査管理費）

第8条 略

2 工事の変更等により設計審査管理費に増減が生じた場合は、これを追徴し、又は還付するものとする。

費から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（以下「工事価格」という。）に、別表に定めるところにより算定した金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2・3 略

4 工事の変更等により工事費に過不足が生じた場合は、これを還付し、又は追徴するものとし、設計管理費は、工事費の増額に伴う増加額の追徴のみを行い、減額に対する還付は行わないものとする。

（納付金の精算及び工事完了の通知）

第7条 広域連合企業長は、工事が完了したときは、納付金を精算し、通知書その2（別記第8号様式）及び納付金に不足が生じた場合は、納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに工事費及び設計管理費の追徴金を納入しなければならない。

3 広域連合企業長は、工事費に還付金が生じた場合は、申請者に還付するものとする。

（設計審査管理費）

第8条 略

2 工事の変更等により、設計審査管理費に過不足が生じた場合は、増額に対する追徴のみを行い、減額に対する還付は行わないものとする。

(納付金の精算)

第9条 広域連合企業長は、工事が完成したときは、納付金を精算し、通知書その3（別記第8号の2様式）を送付するものとする。この場合において、納付金に不足が生じたときは、納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の納入通知を受けたときは、納入期限までに設計審査管理費の追徴金を納入しなければならない。

3 広域連合企業長は、設計審査管理費に還付金が生じた場合は、これを申請者に還付するものとする。

(審査、監督及び検査のための職員の任命等)

第11条 広域連合企業長は、申請者施行によるときは、当該工事に係る事務処理等を行うため、審査職員、監督職員及び検査職員を任命するものとする。

2 審査職員は、申請者施行の工事計画書、工事施行計画書、配管設計及び使用材料等の審査を行うものとする。

3～6 略

(しゅん工検査)

第13条 申請者は、工事完成後直ちに工事しゅん工検査申請書（別記第10号様式）を広域連合企業長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の工事しゅん工検査申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(納付金の精算)

第9条 広域連合企業長は、工事が完了したときは、納付金を精算し、通知書その3（別記第8号の2様式）及び納付金に不足が生じた場合は、納入通知書を申請者に送付するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに設計審査管理費の追徴金を納入しなければならない。

(審査、監督及び検査のための職員の任命等)

第11条 広域連合企業長は、申請者施行によるときは、当該工事に係る事務処理等を行うため、審査職員、監督職員及び検査職員を任命する。

2 審査職員は、申請者施行の工事計画書、工事施行計画書、配管設計及び使用材料等の審査を行う。

3～6 略

(しゅん工検査)

第13条 申請者は、工事完成後直ちに特設配水管工事しゅん工検査申請書（別記第10号様式）を広域連合企業長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の特設配水管工事しゅん工検査申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) 略

3 広域連合企業長は、第1項の規定による工事しゅん工検査申請書の提出があったときは、速やかにしゅん工検査を実施し、検査後、完成と認めた時は、検査結果通知書（別記第11号様式）により通知するものとする。

4 略

（工事の手直し等）

第14条 検査職員は、しゅん工検査の結果、工事の出来形が設計書、仕様書、図面その他許可条件等に適合しないと認めたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1)・(2) 略

（再検査）

第15条 しゅん工検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについて、補修又は改造を終了した旨申請者から報告があったときは、更にしゅん工検査を行う。ただし、軽易なものについては、監督員に委任することができる。

（受贈財産の評価額）

第16条 第13条第4項の規定により寄附を受けた施設の受贈財産評価額の算出は、当該特設配水管に係る工事価格によるものとする。

（施設の維持管理）

(1)～(3) 略

3 広域連合企業長は、第1項の規定による特設配水管工事しゅん工検査申請書の提出があったときは、速やかにしゅん工検査を実施し、検査後、完成と認めた時は、検査結果通知書（別記第11号様式）により通知する。

4 略

（工事の手直し等）

第14条 検査職員は、完成検査の結果、工事の出来形が設計書、仕様書、図面その他許可条件等に適合しないと認めたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1)・(2) 略

（再検査）

第15条 完成検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについて、補修又は改造を終了した旨申請者から報告があったときは、更に完成検査を行う。ただし、軽易なものについては、監督員に委任することができる。

（受贈財産の評価額）

第16条 第13条第4項の規定により寄付を受けた施設の受贈財産評価額の算出は、当該特設配水管に係る工事価格によるものとする。

（施設の維持管理）

第17条 第13条第4項の規定により寄附を受けた特設配水管は、広域連合企業団に帰属し、その維持管理は広域連合企業長が行うものとする。

別記

第2号様式（第3条第3項）

特設配水管工事施行可否通知書

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

年 月 日付で申請のあった工事施行については、下記のとおり決定したので通知します。

略

(7) 申請者施行により工事を行う場合の施行業者は、かずさ水道広域連合企業団一般競争入札参加業者資格者名簿に水道施設工事で登載されたもの又は管工事及び土木一式工事で登載されたものであって、かつ、かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書に従って施行すること。

(8) 広域連合企業長施行では、工事が完成した後、納付金を精算し、配水管として広域連合企業団に帰属すること。

第17条 第13条第4項の規定により寄付を受けた特設配水管は、広域連合企業団に帰属し、維持管理は広域連合企業長が行うものとする。

別記

第2号様式（第3条第3項）

特設配水管工事施工可否通知書

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

年 月 日付で申請のあった工事施工については、下記のとおり決定したので通知します。

略

(7) 申請者施行により工事を行う場合の施行業者は、かずさ水道広域連合企業団一般競争入札参加業者資格者名簿に水道施設工事で登載されたもの又は管工事及び土木一式工事で登載されたものであって、かつ、かずさ水道広域連合企業団水道工事標準仕様書に従って施工すること。

(8) 広域連合企業長施行では、工事が終了した後、納付金を精算し、配水管として広域連合企業団に帰属すること。

略

第6号様式（第5条第1項）

通知書その1

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の施行に係る納付金等について

略

略		
納 付 金	略	
	略	略
工事完成（給水可能） 予定年月日		略

第8号様式（第7条第1項）

通知書その2

略

第6号様式（第5条第1項）

通知書その1

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の施行に係る納付金等について

略

略		
納 付 金	略	
	略	略
工事完了（給水可能） 予定年月日		略

第8号様式（第7条第1項）

通知書その2

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の完成及び納付金の精算について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第7条第1項の規定により、
工事が完成し、納付金を精算した結果、次のとおりでしたので通知します。

略				
納付金精算内訳	略			
	設計管理費	円	円	円
	略			
略				

第8号の2様式（第9条第1項）

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の完了及び納付金の精算について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第7条第1項の規定により、
工事が完了し、納付金を精算した結果、次のとおりでしたので通知します。

略				
納付金精算内訳	略			
	設計監理費	円	円	円
	略			
略				

※かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第7条第3項の規定により、
設計管理費の還付は行いません。

第8号の2様式（第9条第1項）

通知書その3

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の完成及び納付金の精算について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第9条第1項の規定により、
工事が完成し、納付金を精算した結果、次のとおりでしたので通知します。

略				
納付金精算内訳		納入済額	精算額	増減額
	設計審査管理費	円	円	円
略	略			
略				

第10号様式（第13条第1項）

通知書その3

第 号
年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長

特設配水管工事の完了及び納付金の精算について

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第9条第1項の規定により、
工事が完了し、納付金を精算した結果、次のとおりでしたので通知します。

略				
納付金精算内訳		納入済額	精算額	増減額
	設計審査監理費	円	円	円
略	略			
略				

注 かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第8条第2項の規定により、設計審査管理費の還付は行いません。

第10号様式（第13条第1項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

申請者 住所
氏名 印

工事しゅん工検査申請書

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第13条第1項の規定により
特設配水管工事のしゅん工検査を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

略	
添付書類	1 しゅん工図 2 工事写真 3 出来形管理表、品質管理表
略	

第11号様式（第13条第3項）

年 月 日

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

申請者 住所
氏名 印

工事しゅん工検査申請書

かずさ水道広域連合企業団特設配水管の布設に関する規程第13条第1項の規定
により特設配水管工事のしゅん工検査を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

略	
添付書類	1 しゅん工図 2 工事写真 3 出来形管理表、品質管理表 4 寄附願（第12号様式）
略	

第11号様式（第13条第3項）

年 月 日

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

検査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった工事しゅん工検査については、かず
さ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第13条第3項の規定により検査結
果を通知します。

記

略

第12号様式（第13条第4項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

申請者 住所
氏名 印

寄附願

様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

検査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった工事しゅん工検査については、かず
さ水道広域連合企業団特設配水管の布設に関する規程第13条第3項の規定により
検査結果を通知します。

記

略

第12号様式（第13条第4項）

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

申請者 住所
氏名 印

寄付願

かずさ水道広域連合企業団特設配水管に関する規程第13条第4項の規定により特設配水管を寄附します。

記

工事名	
寄附施設	
略	

かずさ水道広域連合企業団特設配水管の布設に関する規程第13条第4項の規定により特設配水管を寄附します。

記

工事名	
寄付施設	
略	